

意見1 厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
学校教育	<p>(1) 中長谷自治会</p> <p>■厚木市小・中学校通学区再編成での学級数の適正規模は、小学校は12から24学級程度、1学年当たりでは、2から4学級程度とされている。</p> <p>令和3年5月現在、南毛利小学校では、37学級（各学年5学級と学習室7学級）で、児童数は1,008人の大規模校となっている。</p> <p>児童数の将来見込みについて、市全体では減少傾向とのことで現在4つある大規模校は、令和11年には1校になるとされているが、長谷公園南側のNTT社宅跡地に72戸の宅地造成及び小売店出店の計画があり、令和3年7月末から工事が着手された。</p> <p>入居者の家族構成は不明だが、近々には南毛利小学校の児童数は増加傾向が続くと想定される。</p> <p>教職員の負担軽減も含めて、小学校の統廃合を検討するに当たっては、個別の学校ごとに検討するのではなく、中学校区を基本的な単位としているので、地形的要件や地域コミュニティなどを考慮し、地域特性を十分に踏まえ総合的に検討していただき、計画の策定をお願いしたい。</p>	<p>■南毛利小学校の令和3年度時点の通常学級の児童数及び学級数は、1,008人、30人学級となります。</p> <p>これは、新たに策定した厚木市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針(以下「方針」という。)で定める小学校の適正規模12学級～24学級より多く、大規模校の区分になります。</p> <p>NTT社宅跡地における宅地造成に係る影響について、学校規模への影響を把握するため、過去の事例を踏まえ、新規入居者分を加算して推計を行った結果、児童数について、これまでの推計では、令和3年度の1,008人が最大で、以降は減少が続き令和12年度に700人になる見込みでしたが、加算後の推計では、令和5年度まで増加が続き、以降は減少に転じる結果となりました。</p> <p>こうした状況も踏まえ、方針に基づき、学校規模の適正規模・適正配置に取り組んでいきますが、取組に当たっては、御意見にもあるとおり、隣接する学校との関係を含めて検討を行い、通学区の設定についても、地域コミュニティとの関係性や通学区編成の経緯を踏まえ、市制施行前の旧町村域による8地域を基に再編成を伴う方策を検討していきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【教育総務部】 教育総務課

意見2 NTT社宅跡地宅地造成にかかる周辺道路状況について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
道路・交通関連	<p>(1) 中長谷自治会</p> <p>■NTT社宅跡地の宅地造成及び中規模店舗出店と向かい側にも店舗出店が計画されている。</p> <p>自家用車や配送車両等が入出店をする際に、反対車線からの出入りでは渋滞や事故の発生が予想される。</p> <p>南毛利駐在所前の丁字路付近では、道路に勾配があり見通しも悪いため、渋滞対策や安全な道路となるよう、隣接の清水バス停にバスベイを設置してほしい。</p>	<p>■既存道路の安全対策として、宅地造成に伴う新設道路との接続や店舗からの出入口については、開発事業者による警察との協議により計画されています。</p> <p>また、清水バス停におけるバスベイの設置については、開発事業者による土地利用計画から、設置に必要な用地の協力が得られませんでした。今後も交通混雑対策について検討するとともに、安心・安全な道づくりを進めていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【道路部】 道路管理課

意見3 避難所運営委員会について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 毛利台ハイツ自治会</p> <p>■実際の災害に備える訓練をどのように行うべきか、役員が毎年交代するなか、その継続性をどうしたらよいか、避難所運営マニュアルの役割分担どおりに災害時に動けるのか、自治会員に認識してもらうことが課題となっている。</p> <p>新型コロナウイルスなど感染症に対応する対策の必要性もある。</p> <p>また、避難所となる毛利台小学校は、校舎の3階体育館が避難場所として指定されている。高齢者が多い地域であるため、実際に校舎の3階まで避難できるか不安がある。学校側との話し合いで、1階教室を利用できることになったが、どのように使えばよいか、工夫していく必要がある。</p>	<p>■コロナ禍における避難所運営では、新型コロナウイルス感染症対策に配慮した受付を行う必要があり、健康状態のチェックなど感染症対策を踏まえた避難所運営を行うため、マニュアルを作成し、各避難所運営委員会に周知を図っているところです。</p> <p>また、高齢者等の要配慮者や体調不良の方については、別室や屋内用テントなどを活用し、ソーシャルディスタンスを考慮した専用スペースを確保する必要があります。こうしたマニュアルに基づく役割分担や対応方法については、継続的に避難所運営訓練等を行い次代に引継いで行くことが重要です。また、運営委員会独自で、必要に応じたマニュアルの改定を行うことも必要です。</p> <p>なお、発災時に伴い、ホームページ等で避難所の混雑状況等の情報発信を行うことにより、市民の皆様の密を避ける行動を可能とし、感染防止対策が図られるよう対策を講じています。</p> <p>避難所に行く事だけが有効な避難方法ではありませんので、密を避けるための避難方法としての在宅避難や分散避難について周知するほか、避難所運営委員会とともに検討をしていきます。</p> <p>＜中間報告以降の状況等＞</p> <p>■中間報告以降においても変更等はありません。</p>	【市長室】 危機管理課